

## 本部棟南西の喫煙所は閉鎖されない件等について

【ご質問】（投稿日：2019年8月1日）

1.

\* 昨今、改正健康増進法の施行のためとして、キャンパス内の喫煙所が次々と閉鎖されている。これにともない、喫煙所を追われた喫煙者は敷地外で吸い始めている。この事実を認識しているか。「はい」か「いいえ」で答えよ。

\* 敷地内での受動喫煙防止は、敷地外でのそれに優先すると考えるか。「はい」か「いいえ」で答えよ。

\* 「はい」である場合、いかにして近隣住民の理解を得られると考えているのか。具体的に述べよ。

\* 周囲に煙を拡散させないような喫煙所も存在するが、そのような代替をキャンパス内に用意することなく、ただ機械的に喫煙所を閉鎖したことによって上のような現象が生じたと考えられるが、それにたいする見解を述べよ。

2.

\* 東山東一条は人通りが多い交差点であるが、大学の敷地の近くでは、つねに煙草の臭いが立ち込めている。この事実を認識しているか。「はい」か「いいえ」で答えよ。

\* キャンパス内の他の喫煙所が閉鎖されていく一方で、本部棟の南西、東山東一条付近にある喫煙所は、2019年8月1日時点でなお、利用が継続されている。そこを利用していった職員に訊ねたところ、確信しているような口ぶりで「閉鎖されないだろう」との回答を得た。これは事実か。すなわち、本部棟南西の喫煙所だけは例外的に利用が継続されるのか。「はい」か「いいえ」で答えよ。

\* 「はい」である場合、いかなる理屈によってそれが正当化され、学内外の理解を得られると考えているのか。詳細に述べよ。

【回答】（回答日：2019年8月9日）

（環境安全保健機構、施設部環境安全保健課）

改正法の施行前に、喫煙所を管理する部局に対し、廃止や維持も含めた調査を依頼しました。その調査結果を受け、それぞれの喫煙所の廃止や継続も含めた精査を、丁寧に

進めているところです。他キャンパスや遠隔地なども含め、複数の喫煙所についての精査を進めており、今年度中には全学的な指針を示す計画です。

いただいた質問に、下記の通りに回答いたします。

1. - \* 1 目

「はい」

改正法の施行に向けて、かねてより全学規模での検討を進めて参りました。一部の喫煙所においては、既にご意見をいただいていたこともあり、優先的に継続もしくは廃止の判断をさせていただきました。また施行に先立ち、吉田南構内には特定屋外喫煙所の設置はしていません。このような状況下で、周辺での喫煙が見受けられたことは把握しております。

1. - \* 2 目

「はい、いいえのどちらでもありません」

敷地内外での受動喫煙防止は、優劣ではないと考えております。

1. - \* 4 目

1. - \* 1 目目の回答の通りに、機械的に喫煙所の閉鎖を進めている訳ではありません。管理をされている部局とも調整をしながら、全学的な精査を進めております。

2. - \* 1 目

「はい」

職員の方から、風向きなどの条件によっては、煙のにおいがすることを伺っております。

2. - \* 2 目

「いいえ」

当該喫煙所は、現在は閉鎖されておませんが、1. - \* 1 目目の回答の通りに、廃止や継続も含めて全学的な精査を進めております。